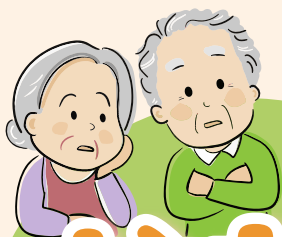


住まいサポートセンター



お部屋探し ハンドブック

お部屋探しにお困りの方を応援します！！



ご予約・
お問合せ



公益財団法人 世田谷トラストまちづくり
SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN

住まいサポートセンター

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

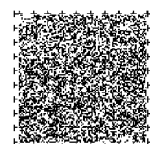
電話：03-6379-1420 FAX：03-6379-4233

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除きます）



《個人情報の取扱いについて》当財印にお寄せいただいた個人情報は、住まいサポートセンター事業のために利用いたします。取得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除いて第三者に提供することはありません。また委託する際は、利用目的の範囲内で適法にこれを行います。開示請求等の場合は、個人情報保護管理者：管理課長(電話03-6379-4300)までお問い合わせください。

公益財団法人世田谷トラストまちづくりは、世田谷区から「住まいサポートセンター」の事業運営を受託しています。



お部屋探しをサポートします!

住まいサポートセンターでは、世田谷区内にお住まいの高齢者、障害者、18歳未満のお子さんのいるひとり親、LGBTQの方、外国人の方のいる世帯、ぷらっとホーム世田谷利用世帯を対象に、お部屋探しに関する情報や入居後の居住支援サービス情報を提供し、お部屋探しにお困りの方を応援しています。

お部屋探しの準備ポイント

詳細は
2~5ページ

お部屋探しの前に整理しておくべきこと、引っ越しに必要な費用の目安、内覧のチェックポイントなどをここで確認しましょう。

入居前後の支援情報

詳細は
6~14ページ

世田谷区内にお住まいで、ご高齢の方や障害のある方など、お部屋探しにお困りの方のお手伝いをします。また、新しい生活で心配なことや不安なことがありましたら、ご相談ください。お悩みに合った相談機関などをご紹介しますいただきます。

- お部屋探しサポート 「住まいサポートセンター」 6~7ページ
- 世田谷区保証会社紹介制度
- 安否確認と万が一の費用補償 「住まい見守り・補償サービス」 8ページ
- 住宅確保要配慮者に居住支援を行う法人 「居住支援法人」 9ページ
- 高齢者・障害のある方へのサービス 「世田谷区の福祉サービス」 10ページ
- 高齢者等の身近な相談窓口 「あんしんすこやかセンター」 11ページ
- 生活困窮者の相談窓口や成年後見センターなど 「世田谷区社会福祉協議会」 12ページ
- 障害のある方の困りごと相談窓口 「地域障害者相談支援センターぽーと」 13ページ

公営住宅等情報

詳細は
15ページ

住宅確保でお困りの方に活用いただけることを目的とした賃貸住宅情報です。物件情報により申込対象者が異なります。詳細につきましては各団体にご確認ください。

お部屋探しの準備をしましょう。

気に入ったお部屋がすぐに見つかることは少ないものです。いろいろな物件を見て回るためにも、準備は早いに越したことはありません。希望条件を整理して、時間に余裕を持って計画を進めましょう。

STEP

1

お部屋探しの前に予定を立てましょう。

退去日は決まっていますか。

- お部屋の申し込みから契約、入居までは2～3週間くらいが目安。
- 現在のお住まいの解約の申し出は、退去予定日の1ヶ月前までに行うのが目安。
賃貸借契約書で確認しておきましょう。
- 立ち退きの場合、退去日や費用負担などの条件を家主（または不動産店）に確認済みですか。

STEP

2

引越しに必要な費用を考えてみましょう。

引越し費用は準備していますか。

- 家賃は収入の3分の1以内が目安。
- 契約時の費用は家賃の5～6ヶ月分が目安。
敷金、礼金、仲介手数料、保証料、前家賃、その他の費用（火災保険）
- 毎月かかる費用：家賃、管理費（共益費）、駐輪・駐車場代
- 更新料：契約期間は通常2年。延長の場合は更新料を支払う。

STEP

3

希望のお部屋の条件を書き出してみましょう。

すべての希望を満たす物件がない場合もあります。

4ページの「**お部屋探しチェックシート**」を参考に、希望を書き出して優先順位をつけましょう。

- 家賃
- 部屋の間取り、広さ
- 利用路線、駅からの徒歩時間
- 利用施設（通院先）などに通いやすい場所
- お風呂の有無 など

STEP

4

緊急連絡先や連帯保証人はいらっしゃいますか。

お部屋を借りる場合は、基本的に連帯保証人が必要になります。保証会社を利用する場合には、緊急連絡先が必要です。

住まいサポートセンターでは、民間保証会社による金銭保証を利用できる「保証会社紹介制度」があります。詳しくは7ページをご覧ください。

STEP

5

お部屋探しに協力してもらえる方はいらっしゃいますか。

例えば連帯保証人や緊急連絡先になっていただくご家族やご親族の方、ケアマネージャーや支援者の方など、ご一緒だとより安心して探すことができます場合があります。

居住支援法人^{*}に協力を依頼するのも、一つの方法です。
(^{*}詳しくは9ページをご覧ください)

STEP

6

不動産店をまわって訪問しましょう。

お住まいになりたい地域の不動産店ほど、付近の情報を多く提供していただける場合があります。実際に地域の不動産店へ出向き、不動産店の方と直接会ってお話をされたほうがより具体的に伝わりやすく、親身になって相談にのっていただけることが多いようです。ぜひ「お部屋探しチェックシート」を持参しましょう。

不動産の物件情報はインターネット、不動産情報誌にも掲載されています。気になる物件があったら、お電話で確認のうえ、行ってみましょう。

また、住まいサポートセンターでは、区と協定を結んだ不動産店団体の相談員が物件をお探し、高齢者等の入居に理解のある物件の情報を提供する「お部屋探しサポート」（詳しくは6ページをご覧ください）を実施しています。予約優先となっていますのでご利用ください。

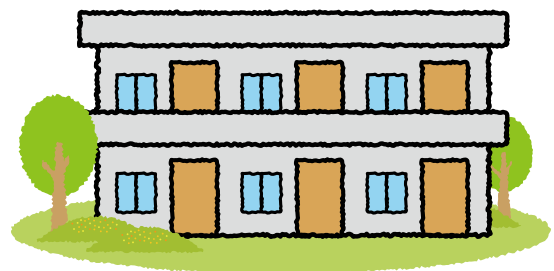
世田谷区では、お部屋探しにお困りの方が、身近な不動産店でご相談できる不動産団体の協力店があります。これらの協力店（6ページ）に相談するのも、一つの方法です。

STEP

7

お部屋を見に行ってみましょう。

お部屋を見せてもらって、実際の場所を確認することは大切です。ステップ3で書き出した「お部屋探しチェックシート」をもとに検討してみましょう。



お部屋探しチェックシート

① 基本事項

- ・入居されるのは ご本人のみ ご家族
- ・連絡方法 固定電話 携帯電話
※必要になります。お持ちでない方は準備しましょう。
- ・連帯保証人または緊急連絡先
 いる（親族・知人・ケアマネージャー・支援者・その他）
※必要になりますので、どなたかお声がけしておきましょう。
- ・収入 給与 年金 生活保護 その他

② お部屋の希望

- ・希望家賃 () 円/月額
- ・最寄駅・バス停 () から徒歩 () 分以内
- ・階数 1階 2階以上
- ・日当たり 良い 普通
- ・間取り 和室 (畳) 洋室 (フローリング)
- ・広さ () m² (K・DK・LDK)
- ・ベランダ あり なし
- ・段差 気になる 気にならない
- ・給湯器 あり なし
- ・お風呂、トイレ あり (別・ユニットバス) なし
- ・洗濯機置き場 あり (室内・室外) なし
- ・エアコン あり なし
- ・自転車置場 あり なし
- ・ペット飼育 可 不可

③ その他

- ・お引越しの理由 立退き (年 月までに) 家賃を下げたい
 病院や施設退所 (年 月までに) 独立
 通勤、通院など その他 ()
- ・利用している相談機関など
 かかりつけ病院 介護保険サービス
 区役所 (課) 障害福祉支援事業所
 あんしんすこやかセンター ぷらっとホーム世田谷

不動産用語の豆知識



契約するとき

【敷金（しききん）】

借主が家賃の不払いや、不注意によって部屋に損傷を与えたり、破損させたりした場合、修繕費用や損害賠償金等の債務を担保するために、貸主に預け入れるお金です。部屋を明け渡す時に、負担すべき債務がない場合や余った場合は、借主に返金されます。

【礼金（れいきん）】

地域の慣習により、一時金として支払うお金です。一般的にその額は、月額賃料の1～2カ月分です。このお金は、部屋を明け渡す際、借主に返金されません。

【共益費（きょうえきひ）】

「管理費」とも言います。一般的に共用部分の清掃費、電球の取り替え、修繕費等の維持管理費や電気代などに充てる費用として、入居者が分担して負担するお金です。



入居するとき

【入居申込書（にゅうきよもうしこみしょ）】

希望にあった物件が見つかった場合、契約までの間「その物件を確保する」という意味で「入居申込書」という書類に記名・押印を求める不動産店が多く、これは契約ではありません。記名・押印しても契約したことにはなりません。キャンセルの場合は、速やかに申し出ましょう。

【重要事項説明（じゅうようじこうせつめい）】

不動産の契約前には、国家資格である「宅地建物取引士」が重要事項説明をすることが義務付けられています。この時、物件についての重要な説明がありますので、よく聞いて、分からない点は質問しましょう。この重要事項説明が省略されることはありませんので、注意してください。

入居前後の支援 ① お部屋探しサポート

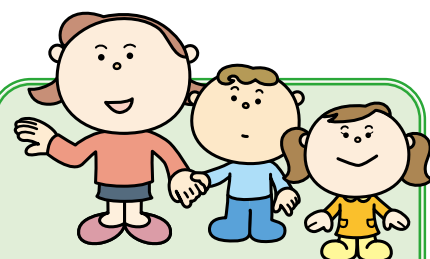
世田谷区内にお住まいの60歳以上の単身または高齢者のみの世帯、障害者の単身、障害者の方がいる世帯、18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯、LGBTQの方、外国人の方のいる世帯、ぷらっとホーム世田谷利用世帯を対象に、区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。



60歳以上の高齢者
単身または高齢者
のみの世帯ですか？



障害者手帳(身体・精神・知的)をお持ちの方がいる世帯ですか？



18歳未満のお子さんのいる、ひとり親世帯ですか？

LGBTQの方・外国人の方のいる世帯、ぷらっとホーム世田谷利用世帯のご相談も承っております。

相談日時および相談会場（予約優先）

- 毎週 木曜日 …………… 世田谷区役所 居住支援課
- 第3・4 火曜日 …………… 北沢総合支所 区民相談室
- 第1・2 火曜日 …………… 玉川総合支所 区民相談室
- 第1・3 金曜日 …………… 砧 総合支所 区民相談室
- 第2・4 金曜日 …………… 烏山総合支所 区民相談室

① 午後1時～2時 ② 午後2時～3時 ③ 午後3時～4時

祝日及び次の期間を除く（8月10日～20日、12月20日～1月15日）

お申し込み 住まいサポートセンター ☎03(6379)1420

～世田谷区協力不動産店のご案内～

世田谷区では、高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者などのお部屋探しにお困りの方が、身近な不動産店でご相談できるよう、不動産団体の協力店を公開しています。お困りの場合は、下記リンク先に掲載されている不動産店にご相談ください。

世田谷区協力不動産店 **検索** 🔍



世田谷区協力不動産店一覧URL（世田谷区ホームページ内）
<https://www.city.setagaya.lg.jp/03665/3712.html>

お問い合わせ：世田谷区都市整備政策部 居住支援課 03 (5432) 2499

入居前後の支援 ② 保証会社紹介制度

保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由で、民間賃貸住宅への入居を敬遠されがちな「高齢者のみの世帯」「障害者世帯」「18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯」で、世田谷区に2年以上お住まいの方を対象に、保証人の代わりとなる民間家賃保証会社による金銭保証を利用できる制度です。

入院や予想外の出費で、利用者がやむを得ず家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替え払いします。この立て替え払いは入居者の支払義務が免除されるわけではありません。保証料は月額家賃と共益費等の合計額の30%です。

※ご利用の際、緊急連絡先が必要となります。

**例) 月額家賃5万円・共益費5千円の場合の保証料は
(50,000円 + 5,000円) × 30% = 16,500円**

初回に限りお支払いになった保証料の半額（上限2万円）を区が助成いたします。（生活保護受給世帯は除きます）

民間賃貸住宅への入居や更新契約の際に、取扱不動産店に世田谷区の保証会社紹介制度が利用可能か、ご確認ください。

制度を利用できる保証会社は、世田谷区と協定を締結している会社[※]となります。

※フォーシーズ株式会社・株式会社宅建ブレインズ（令和8年4月現在）

お問い合わせ ▶ 住まいサポートセンター ☎03(6379)1420

～保証会社紹介制度で利用できる連絡先センターのご案内～

上記、保証会社紹介制度を利用する際、連絡先の確保が困難な利用者に対し、保証会社の連絡先を引き受けることができる「連絡先センター」があります。

連絡先センターで保証会社の連絡先を引き受ける事ができるのは

- ①世田谷区保証会社紹介制度を利用すること
- ②費用の支払いと定期的な状況伺いを依頼すること となります。

連絡先センターの役割 ・利用者の連絡先として保証会社に申込できます。
・利用者定期的に状況伺いを行う。

費用 初回 2年契約 11,000円（税込）

更新時 2年契約 5,500円（税込）

お問い合わせ （公財）世田谷トラストまちづくり ☎03(6379)1421

入居前後の支援 ③ 住まい見守り・補償サービス

住まい見守り・補償サービス（※1）は、入居者の安否確認を行い、また、万が一の際には、原状回復等にかかる費用を補償するサービスです。



（※1）世田谷区と居住支援に係る包括連携に関する協定を締結している居住支援法人（ホームネット株）が提供するサービスです。

申込条件

- ・単身でお住まいの方
- ・固定電話・携帯電話・スマートフォンのいずれかをお持ちの方
※ HN ハローライト A プランを除く
- ・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方（親族以外も可）
※ HN ハローライト B プランの場合は電話での連絡先も必要です。

サービス内容

サービスの取扱い不動産店での申込みが必要となります。

	住まい見守り・補償サービス	安否確認	補償額（※2）
1	見まもっ TEL プラス 	電話（音声ガイダンス）による（週2回、決まった曜日・時間帯）	最大 50 万円
2	HN ハローライト 	SIM が内蔵された LED 電球の点灯による	最大 50 万円

（※2）サービス利用者が自宅内で誰にも看取られず死亡（自殺、犯罪死または孤独死）した場合、利用者の死亡に起因した原状回復費用等を補償します。

プラン別 初回登録料・月額利用料

本サービスを利用する場合は、初回登録料と月額利用料がかかります。

住まい見守り・補償サービス	安否確認後の異常時の対応	初回登録料（税込）	月額利用料（税込）
見まもっ TEL プラス	登録先へ、応答がなかった旨をメール	11,000円	1,650円
HN ハローライト	A 登録先へ、異常をメール	13,200円	1,650円
	B 状況により現場派遣員が駆けつけ、安否確認	16,500円	3,850円

初回登録料は、区の補助を受けられる場合があります（区内転居される満 60 歳以上の方または障害のある方に限る）。申請を希望する方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ

世田谷区都市整備政策部 居住支援課 ☎ 03(5432)2499

入居前後の支援 ④ 居住支援法人

居住支援法人とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

居住支援法人が行う居住支援業務としては、住宅相談等の入居支援、見守り等の生活支援、賃貸人に対する情報提供、家賃債務保証業務、残置物処理等業務などがあります。

東京都住宅政策本部のホームページには、東京都から居住支援法人として指定された法人の一覧、各法人が行っている見守り業務一覧が掲載されています。

居住支援法人によって対象としている住宅確保要配慮者や支援内容、対象エリアなどが異なりますので、詳しくは一覧をご覧ください。

東京都 居住支援法人

検索

URL: https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien



東京都住宅政策本部
ホームページ



memo

世田谷区の身近な相談窓口や支援サービス

全て自分で解決しなければならないと抱え込んでいませんか？

「生活支援」「予防」「医療」「介護」など相談できる窓口を紹介します。



1. 世田谷区の福祉サービス

サービス名	事業内容	対象者	お問い合わせ先
高齢者安心コール ① 無料 ② 実費分有料	電話で日常生活の困りごとの相談や、見守りに関する相談を受けています。相談内容に応じて、ボランティアによる訪問援助を行います。	①電話相談サービス 高齢者、その親族等 ②ボランティアによる訪問援助サービス 高齢単身、高齢者のみ世帯、日中独居世帯	高齢者安心コール ☎03(5432)1010 高齢福祉課 ☎03(5432)2407  ひとりぐらし・高齢者のみ世帯の方へのサービス
ひとりぐらし高齢者見守り機器等補助事業 区内在住 70 歳以上のひとりぐらし高齢者が区登録の見守り機器サービスを利用する場合、月額利用料1,000円(上限)を補助します。 詳しくは世田谷区ホームページをご覧ください。			高齢福祉課 ☎03(5432)2256  ひとりぐらし高齢者見守り機器等の補助
救急通報システム 愛のペンダント (有料) ※ 低所得者免除有	緊急時に使用する救急通報用ペンダント等を貸し出します。ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけます。	65 歳以上のひとりぐらし等の高齢者で慢性疾患があり、日常生活を営む上で常時注意を要するなど緊急時の対応に不安のある方。	保健福祉課 世田谷総合支所 ☎03(5432)2850 北沢総合支所 ☎03(6804)8701 玉川総合支所 ☎03(3702)1894 砧総合支所 ☎03(3482)8193 烏山総合支所 ☎03(3326)6136
救急通報システム (無料)	緊急時に使用する通報機器等を貸し出します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します(「愛のペンダント」の対象者を除く)。	18 歳以上のひとり暮らし等の身体障害者(障害の程度が1・2 級)または難病の方。	保健福祉課 世田谷総合支所 ☎03(5432)2865 北沢総合支所 ☎03(6804)8727 玉川総合支所 ☎03(3702)2092 砧総合支所 ☎03(3482)8198 烏山総合支所 ☎03(3326)6115
高齢者等訪問収集 (無料)	集積所にごみを出すことができない高齢者や障害者を対象に、玄関先等からごみを収集します。また、1週間程度ごみが出されていない場合など、収集時に異常が認められた場合は、安否確認を行います。	以下のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が65歳以上かつ要介護2または同程度の世帯 ・世帯全員が障害者のみの世帯 ※近隣の方の排出協力を得られない方に限ります。	世田谷清掃事務所 ☎03(3425)3111 玉川清掃事務所 ☎03(3703)2638 砧清掃事務所 ☎03(3290)2151 清掃・リサイクル部事業課 ☎03(6304)3297

2. あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

高齢者等が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、様々な支援を行うための相談窓口です。区の保健福祉サービスの紹介、介護保険の申請受付なども行っています。

相談内容に応じて民生委員・児童委員、医療機関、行政機関などと連携し、必要なサービスが利用できるよう支援しています。相談は無料です。

～ 主な相談対応内容 ～

- 総合相談支援、介護予防、もの忘れ相談、在宅療養相談
- 介護保険および区の保健福祉サービスの相談、申請受付
- その他、障害のある方や子育て中の方などの身近な相談

窓口開設時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時（日曜・祝日、12/29～1/3はお休みです。）

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧					
	名称	所在地	電話番号※	FAX番号※	担当区域
世田谷	池尻	池尻3-27-21	5433-2512	3418-5261	池尻1～3、池尻4(1～32番)、三宿
	太子堂	太子堂2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750	太子堂、三軒茶屋1
	若林	若林1-34-2	5431-3527	5431-3528	若林、三軒茶屋2
	上町	世田谷1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005	世田谷、桜、弦巻
	経堂	宮坂1-44-29	5451-5580	5451-5582	宮坂、桜丘、経堂
	下馬	下馬4-13-4	3422-7218	3414-5225	下馬、野沢
北沢	上馬	上馬4-10-17	5430-8059	5430-8085	上馬、駒沢1・2
	梅丘	梅丘1-61-16	5426-1957	5426-1959	代田1～3、梅丘、豪徳寺
	代沢	代沢5-1-15	5432-0533	5433-9684	代沢、池尻4(33～39番)
	新代田	羽根木1-6-14	5355-3402	3323-3523	代田4～6、羽根木、大原
	北沢	北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-9101	5478-8072	北沢
	松原	松原5-43-28	3323-2511	5300-0212	松原
玉川	松沢	赤堤5-31-5	3325-2352	5300-0031	赤堤、桜上水
	奥沢	奥沢3-15-7	6421-9131	6421-9137	東玉川、奥沢1～3
	九品仏	奥沢7-35-4	6411-6047	6411-6048	玉川田園調布、奥沢4～8
	等々力	等々力3-4-1 玉川総合支所2階	3705-6528	3703-5221	玉堤、等々力、尾山台
	上野毛	中町2-33-11	3703-8956	3703-5222	上野毛、野毛、中町
	用賀	用賀2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511	上用賀、用賀、玉川台
砧	二子玉川	玉川4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677	玉川、瀬田
	深沢	駒沢4-33-12	5779-6670	3418-5271	駒沢3～5、駒沢公園、新町、桜新町、深沢
	祖師谷	祖師谷4-1-23	3789-4589	3789-4591	祖師谷、千歳台1・2
	成城	成城6-3-10	3483-8600	3483-8731	成城
	船橋	船橋4-3-2	3482-3276	5490-3288	船橋、千歳台3～6
烏山	喜多見	喜多見5-11-10	3415-2313	3415-2314	喜多見、宇奈根、鎌田
	砧	砧5-8-18	3416-3217	3416-3250	岡本、大蔵、砧、砧公園
	上北沢	上北沢4-32-9	3306-1511	3329-1005	上北沢、八幡山
烏山	上祖師谷	上祖師谷2-7-6	5315-5577	3305-6333	上祖師谷、粕谷
	烏山	南烏山6-4-26 4階	3307-1198	3300-6885	給田、南烏山、北烏山

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

※電話番号・FAX番号ともに市外局番は03です。

3. 世田谷区社会福祉協議会

世田谷区社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な機関・団体と連携し地域福祉を推進する社会福祉法人です。

区内28か所で、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターとともに、福祉の相談窓口を開設しています。

(福祉の相談窓口は、28の各まちづくりセンターに設置されています。)

事業名	事業内容	お問い合わせ先
ぷらっとホーム世田谷 (自立相談支援機関)	就労や家計等、生活困窮者の自立生活に向けた相談・支援や、生活福祉資金の相談・支援を行っています。	ぷらっとホーム世田谷 自立相談に関すること ☎03 (5431) 5355 生活福祉資金に関すること ☎03 (3419) 2611
成年後見センター	日常生活に不安がある方の福祉サービス利用手続きをはじめ金銭管理や成年後見制度の活用のお手伝いを行います。	成年後見センター ☎03 (6411) 3950
世田谷区 ファミリー・サポート・ センター事業	子育ての手助けが必要な方に、手助けができる方を紹介する会員制の仕組みです。	世田谷区 ファミリーサポート センター ☎03 (5429) 1200
ふれあいサービス	生活に支援が必要な高齢者、障害者、産前産後の方等に、地域で活動できる方がお手伝いする会員制の仕組みです。家事、外出等のお手伝いを行っています。	各地域社協事務所 世田谷地域社協事務所 ☎03 (3419) 2311 北沢地域社協事務所 ☎03 (5787) 8537 玉川地域社協事務所 ☎03 (3702) 7777
地域での見守り	身近な地区の実情に合わせた高齢者等の見守り活動に取り組んでいます。	砧地域社協事務所 ☎03 (5727) 6101 烏山地域社協事務所 ☎03 (5314) 1891

4. 地域障害者相談支援センター “ぽーと”

“ぽーと” は年齢や障害種別を問わず、さまざまなご相談をお受けします。お話をうかがい、必要な情報をお伝えしながら、安心した生活やご希望に向けて一緒に考えていきます。

お困りごとと「福祉」「制度」「地域資源」をつなぐ橋渡しをします。

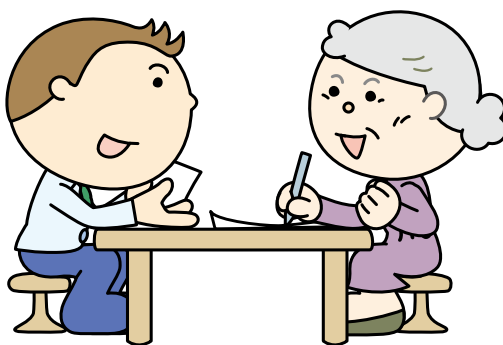
～ 主な相談対応内容 ～

- 生活や福祉に関する相談支援
- 障害やこころの健康に関する相談支援
- 地域生活に必要な支援 など

～ 開設日時 ～

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

(※注意：日曜日・祝日・年末年始はお休みです。)



お問い合わせ

事業所名	所在地	お問い合わせ先
ぽーと せたがや	下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 2階	☎03 (6804) 0405
ぽーと きたざわ	松原 3-40-7 パインフィールドビル 201	☎03 (6379) 0262
ぽーと たまがわ	中町 4-6-7	☎03 (6411) 6590
ぽーと きぬた	祖師谷 3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階	☎03 (6411) 5680
ぽーと からすやま	南烏山 1-13-16	☎03 (5357) 8760

5. その他の情報

高齢者の利用できるサービスや施設の情報、障害をお持ちの方が利用できるサービスや利用方法、ひとり親家庭の相談できる場所や各種手続き、外国人の方の生活情報など、詳細について区のホームページ、各種情報をご覧ください。



世田谷区公式ホームページ

くらしや手続きに関する情報や災害時の緊急情報、区政に関する情報、区内のイベント情報などを掲載しています



せたがやシルバー情報

65歳以上の方が安心して自分らしく暮らすためのご案内とサービス一覧
施設（高齢者向け住まいの情報）・暮らしのサポートなど



障害者のしおり

障害のある方が利用できるサービスの内容や利用方法などをまとめた冊子



ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために

ひとり親家庭になるとき、なったときの手続きや相談できるところ



せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）

世田谷区で外国人のみなさんが暮らしていくのに役立つ、行政、生活、文化などの情報を提供困ったときに相談できる窓口など



公営住宅等情報

※申込要件、募集時期についてはお問い合わせください。

1. 世田谷区営・区立住宅

区営住宅・区立住宅は、住宅に困っている所得の低い方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。(募集時期は6月上旬、11月上旬。)

住宅区分	対象世帯等	お問い合わせ先
区営住宅・区立住宅	家族向、単身者向、障害者向、高齢者住宅	世田谷区営住宅等窓口センター ☎03 (6805) 6523

2. 都営住宅

都営住宅は、住宅に困っている所得の低い方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。

募集時期	対象世帯等	お問い合わせ先
5月上旬	家族向、単身者向、若年夫婦・子育て世帯向	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎03 (3498) 8894 https://www.to-kousya.or.jp/
8月上旬	家族向、単身者向、高齢者住宅	
11月上旬	家族向、単身者向、若年夫婦・子育て世帯向	
2月上旬	家族向、単身者向、高齢者住宅	

※その他随時募集、毎月募集があります。詳しくは上記までお問い合わせください。

3. UR 賃貸住宅 (旧都市公団)

区営住宅・都営住宅の所得基準を超える方向けの賃貸住宅です。

	対象世帯等	お問い合わせ先
UR賃貸住宅	すべての世帯	UR都市機構賃貸住宅募集案内総合窓口 ☎03 (3347) 4330 空き室状況のお問い合わせ ☎0120 (411) 363

4. セーフティネット住宅情報提供システム

高齢者や障害者の方へ供給する住宅として、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅をインターネットで検索することができます。

セーフティネット住宅 検索

URL: <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



5. 居住サポート住宅情報提供システム

居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつながりを行う住宅(居住サポート住宅)をインターネットで検索することができます。

居住サポート住宅 検索

URL: <https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

